

社会福祉法人鎌倉すこやか会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鎌倉すこやか会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）ならびに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。ただし、職員を兼務する役員については、役員報酬は支給しない。

- (1) 事務長には、別表第1に定める月次報酬を支給する。
- (2) 前号以外の役員等については、別表第2に定める業務に応じた報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 事務長に対する報酬は、職員給与に準じて毎月1回支給する。

- 2 前項以外の役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし、会議以外の業務に携わった役員等に対する報酬は、前月分をまとめて翌月1回支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第4条 新たに事務長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 事務長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 前項の規程にかかわらず、事務長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(交通費)

第5条 業務のため、電車、バス等の交通機関を利用する役員等に、実費支弁を目的として交通費を支給する。ただし、経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると当法人が認めるものに限る。

(旅費)

第6条 役員等が職務のため出張をしたときは、別途定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成26年1月25日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年3月22日から改正施行する。

この規程は、平成29年7月1日から改正施行する。

別表第1

区 分	月次報酬額
事務長	200,000円

別表第2

(1) 評議員

区 分	源泉控除後の報酬額
評議員会への出席	1回につき 10,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	1日につき 10,000円

(2) 理事

区 分	源泉控除後の報酬額
理事会への出席	1回につき 10,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	1日につき 10,000円

(3) 監事

区 分	源泉控除後の報酬額
監事監査等への出席	1回につき 18,000円
会議への出席	1回につき 10,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	1日につき 10,000円